

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年10月10日（平成30年（行情）諮問第445号及び同第446号）

答申日：平成30年12月17日（平成30年度（行情）答申第355号及び同第356号）

事件名：特定個人に係る所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件
特定個人に係る所得税の確定申告書等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年4月10日付け特定記号第72号及び同第73号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の理由は、審査請求書及び審査請求書の補正書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

開示請求は、全て開示請求者本人の給与の水増しに関わる書面であるため

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成30年4月10日付け特定記号第72号及び同第73号により、本件対象文書の存否を答えることにより、開示請求者以外の特定の個人が所得税の申告書を提出した事実の有無という法5条1号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、平成30年7月30日付けの「審査請求書の補正書」において、審査請求の趣旨を「開示請求は、すべて開示請求者本人の給与の水増しに関わる書面であるため」としているが、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めている審査請求として、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

本件開示請求は、特定個人の所得税の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の開示を求めるものであり、いずれの文書についても、その存否を答えることは、特定の個人が所得税の確定申告書を税務署に対し提出したか否かの事実（本件存否情報）を明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当する場合を除き、不開示情報として規定している。

本件存否情報は、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

また、当該情報は法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

3 法5条6号柱書き該当性の追加について

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

申告納税制度の下で税務の執行を適正に行うためには、納税者やその取引先などの関係者（以下「納税者等」という。）の信頼と協力を得ることが必要であり、もし、税務職員が職務上知り得た納税者等の秘密を漏らすこととなれば、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者等が税務職員に対して自己の秘密を開示しなくなり、ひいては、適正かつ公平な課税の実現が困難となって、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に重大な支障を来すことになりかねない。

本件存否情報を公にした場合、申告納税制度を基本とする我が国において、国税当局に対する信頼を失墜させ、納税者等の理解と協力を得られない事態を招くおそれがあることは明らかである。

したがって、当該事実に係る情報は、国税当局が行う事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、法5条6号柱書きを不開示理由として追加する。

4 結論

以上のことから、本件審査請求については、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月10日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第445号及び同第446号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年12月5日 審議（同上）
- ④ 同月13日 平成30年（行情）諮問第445号及び同第446号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づく存否応答拒否による不開示決定を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、存否応答拒否とした原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 存否応答拒否の妥当性について

本件対象文書は、特定屋号で事業を営む特定個人に係る平成20年分及び平成21年分の各年の所得税の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書と解され、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が所得税の確定申告書等を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

(1) 一般に、所得税法120条等に基づき、各種の所得の金額の合計額から基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額から配当控除額等を差し引いて残額のある者や給与の収入金額が2000万円を超える者等は、所得税の確定申告書及び所要の書類（添付書類）を税務署長に対し提出しなければならないとされている。

(2) なお、青色申告決算書及び収支内訳書は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う者が所得税の確定申告書を提出する

際に添付することが求められている書類であり、いわゆる青色申告を行う者が作成するのが前者、それ以外の者が作成するのが後者である。

(3) 本件対象文書は、特定屋号で事業を営む特定個人が提出した確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書であるところ、所得税の確定申告書は、上記(1)の要件に該当する個人が提出するのであり、事業を営む個人でなくとも申告書を提出することが当然に想定される。また、事業を営む個人であっても申告する内容の全てが事業に係るものとは限らず、事業を営む個人の申告書の全てが事業に関する情報に該当するということはできない上、事業所得以外の所得の状況により申告の要否が異なることから、事業所得等がある場合に確定申告書に添付される青色申告決算書又は収支内訳書の有無を含め、本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、本件存否情報は、特定個人が所得税の確定申告書等を提出した事実の有無を示すものであり、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、そのような性質を有するものとは考えられないから、法5条1号ただし書イに該当せず、人の生命又は財産を保護するため、本件存否情報を何人にも開示することが必要な情報であるとする事情も認められないことから、同号ただし書ロに該当せず、さらに、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

(4) したがって、本件存否情報は、法5条1号の不開示情報に該当することとなるため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、法8条の規定により、存否応答拒否すべきものと認められる。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁が当該情報は同条1号及び6号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

文書 1 特定屋号 代表特定個人 平成 2 0 年分所得税の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書

文書 2 特定屋号 代表特定個人 平成 2 1 年分所得税の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書